

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 31 年 2 月 18 日

鳥取県立米子東高等学校長 田中 宏

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ボート（舵手付きクォドルプル） 1 艇

(2) 購入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 31 年 3 月 31 日（日）

(4) 納入場所

鳥取県米子市勝田町 1 番地 鳥取県立米子東高等学校

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。なお、契約に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記入すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が図書・教材類の運動・レジャー用品に登録されている者であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子東高等学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒683-0851 鳥取県米子市勝田町 1 番地

鳥取県立米子東高等学校

電話 0859-22-2178

(2) 競争入札参加資格者に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成 31 年 2 月 18 日（月）から同月 22 日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立米子東高等学校ウェブサイト（<http://www.torikyo.ed.jp/yonagoe-h/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 31 年 2 月 18 日（月）から平成 31 年 2 月 22 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。
ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 31 年 2 月 28 日（木）午後 2 時。ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月 27 日（水）午後 5 時までとする。

イ 場所

米子市勝田町 1 番地 鳥取県立米子東高等学校 管理・教室棟 会議室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第 1 回」、「第 2 回」又は「第 3 回」と回数を明記し、提出すること。なお、第 2 回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

（2）本件入札に参加を希望する者にあつては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類として入札説明書で示す入札参加資格確認書を持参又は郵送により 4 の（1）の場所に平成 31 年 2 月 27 日（水）正午までに提出しなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。